

農地・農業用施設の被災状況と 災害復旧事業制度

農林水産省

農村振興局 防災課 災害対策室

香山 泰久

目次

- 1.30年発生災害の被災状況
- 2.災害復旧事業制度
- 3.水土里派遣隊による人的支援

1. 平成30年発生災害の被災状況

- 近年、大規模災害の増加により、農地・農業用施設の被害が頻発化している。
- 平成30年度は、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等が発生し、全国各地の農地・農業用施設に甚大な被害をもたらした。

平成30年7月豪雨 (H30. 7. 6)



北海道胆振東部地震 (H30. 9. 6)



平成30年7月豪雨 (H30. 7. 6)



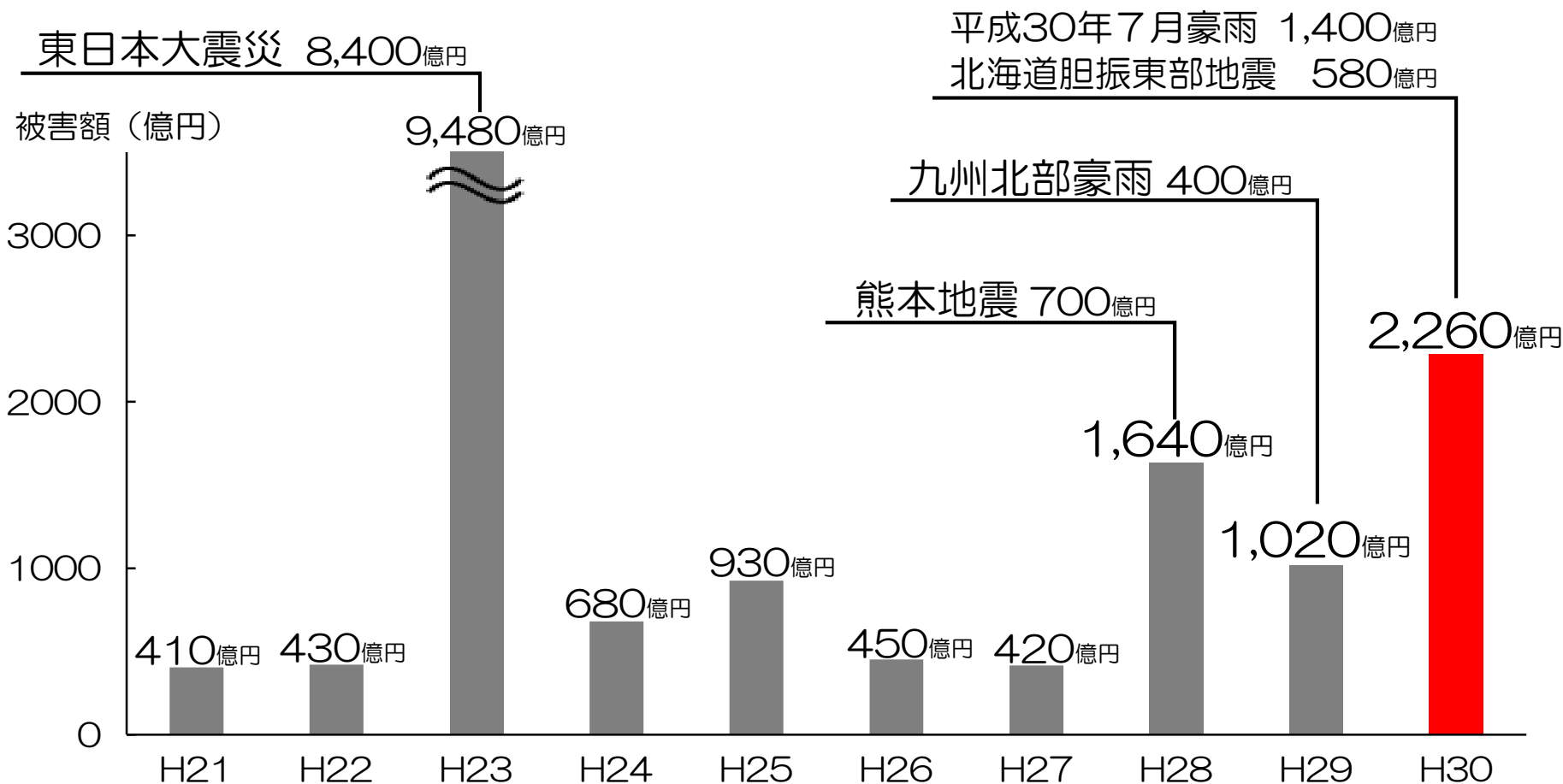
台風24号 (H30. 9. 29~30)



1. 平成30年発生災害の被災状況

- 平成30年度の農地・農業用施設の合計被害額は約2,260億円となり、過去10年間では平成23年度(東日本大震災発生)に次ぐ被害を記録した。
- 各災害における被害額は、平成30年7月豪雨で約1,400億円、北海道胆振東部地震で約580億円の被害となるなど、立て続けに大規模災害が発生した。

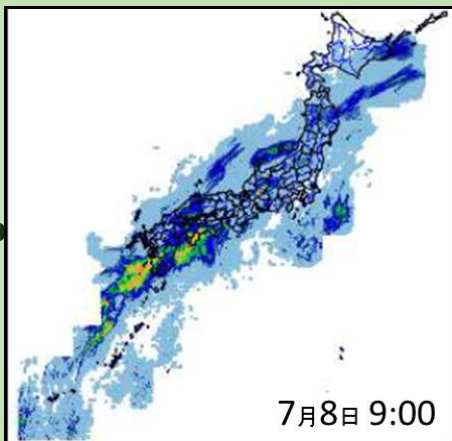
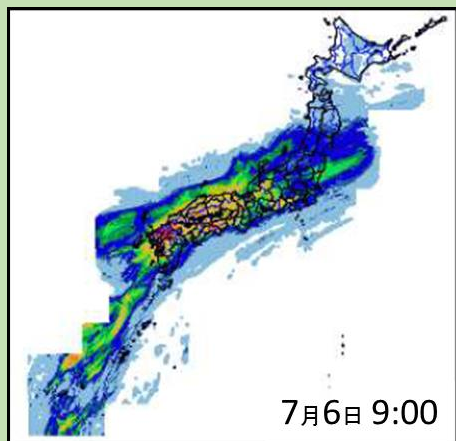
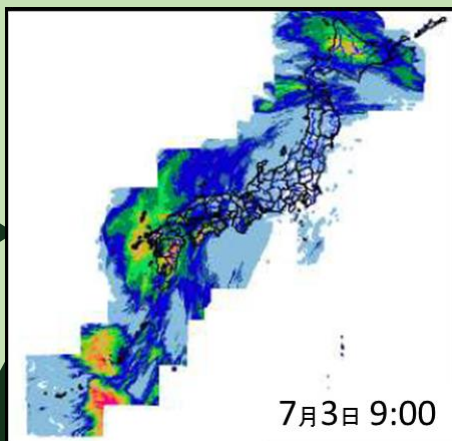
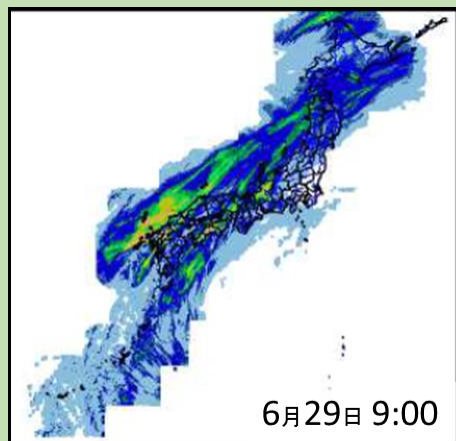
過去10年間における農地・農業用施設の被害額



1. 1 平成30年 7 月豪雨の概要

- 6月28日～7月8日までの総降水量が四国地方で1800ミリ、中国地方で500ミリを超える地点が観測されるなど、7月の月降水量平年値の2～4倍規模の降雨となった。
- 九州北部、四国、中国、近畿、東海地方の多くで24、48、72時間降水量が観測史上第1位を記録するなど、広範囲に大量の雨をもたらした。

6月29日からの雨雲の動き



大雨特別警報の発表

- 7月6日 17:10 長崎、福岡、佐賀
- ▼
- 19:40 広島、岡山、鳥取
- ▼
- 22:50 京都、兵庫
- ▼
- 7月7日 12:50 岐阜
- ▼
- 7月8日 5:50 高知、愛媛

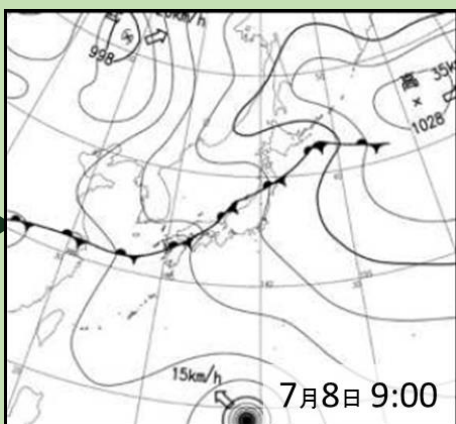
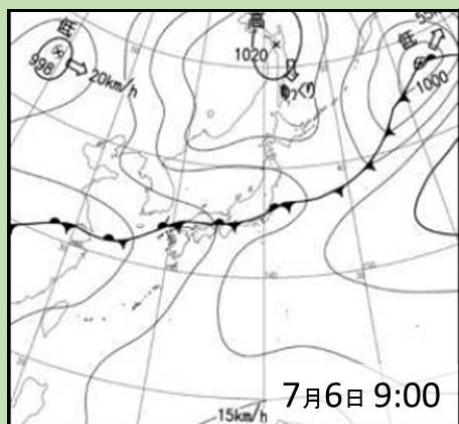
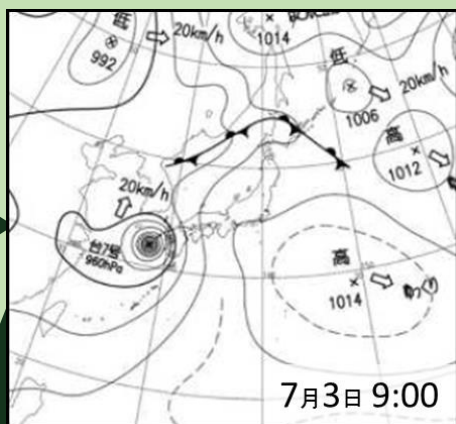
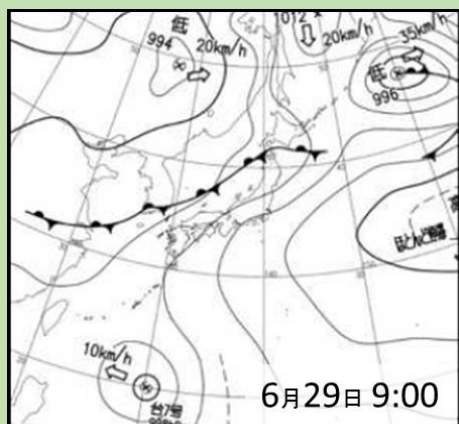
計11府県で警報が発令

特別警報の運用開始後最多

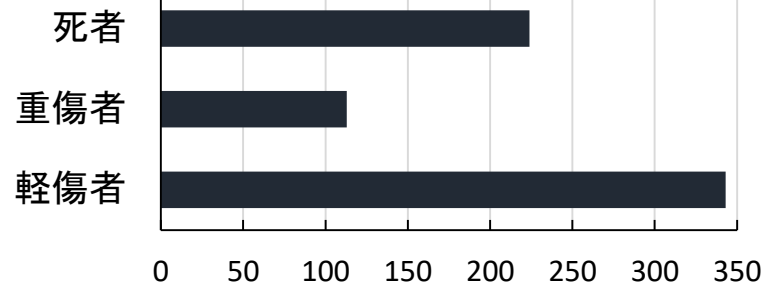
1. 1 平成30年 7 月豪雨の概要

- 日本付近に停滞する梅雨前線に南海上の台風第7号からの暖かく湿った空気が継続的に供給されたため、大雨が発生しやすい状況が持続した。
- 西日本を中心に全国的に広範囲で記録的な大雨となり、各地で甚大な被害が発生した。

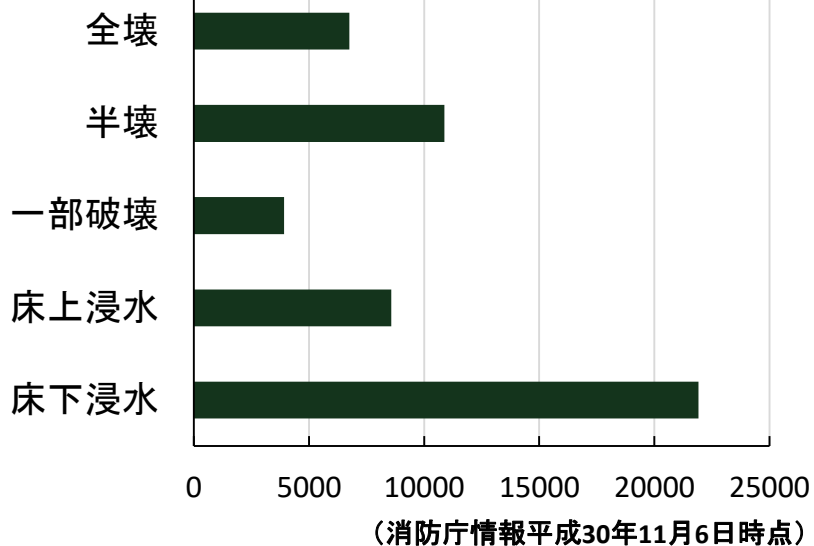
6月29日からの梅雨前線の動き



人的被害人数



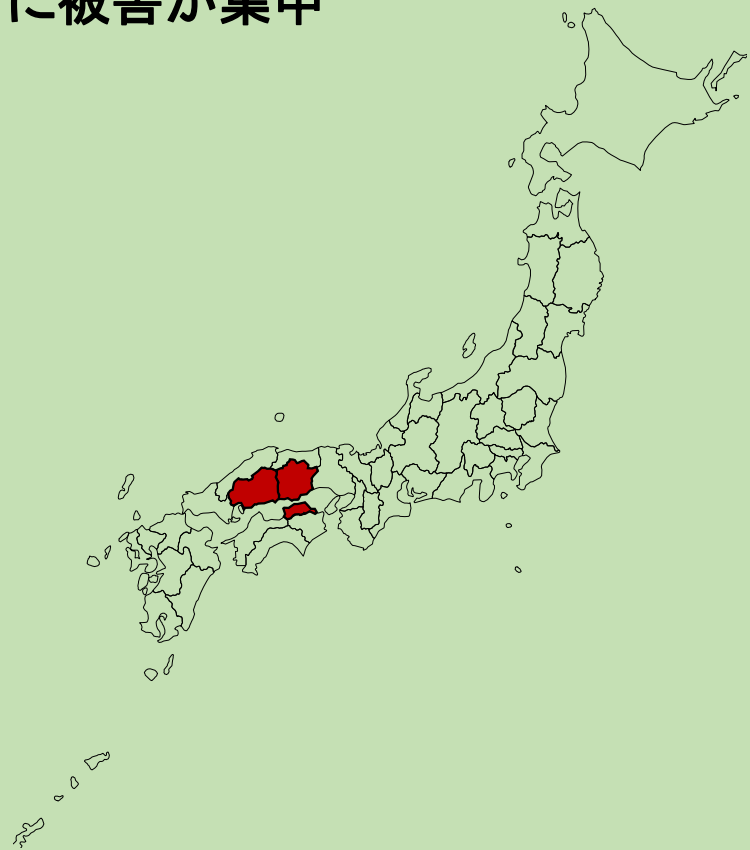
建物被害件数



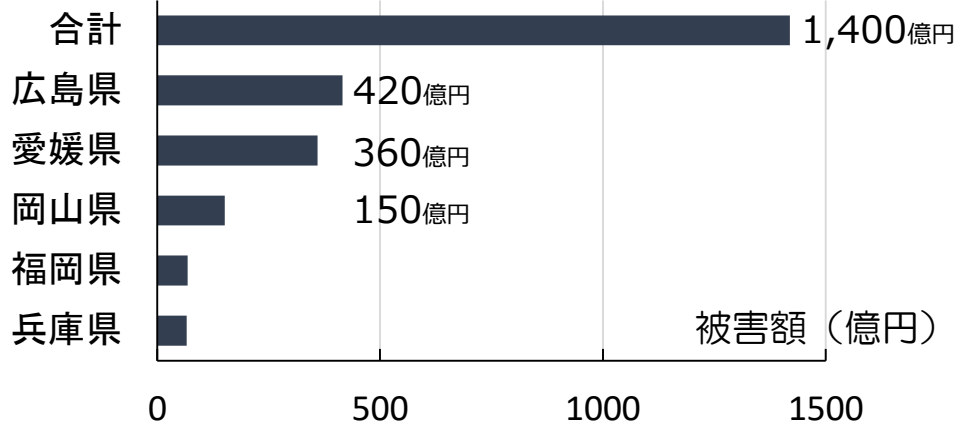
1.1 平成30年7月豪雨の概要

- 7月豪雨の農地・農業用施設の被害額(約1,400億円)のうち、広島、愛媛、岡山の3県の合計で約7割(約930億円)を占めるなど、中四国地方に被害が集中した。
- 今般の豪雨は、平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害について激甚災害として指定された。

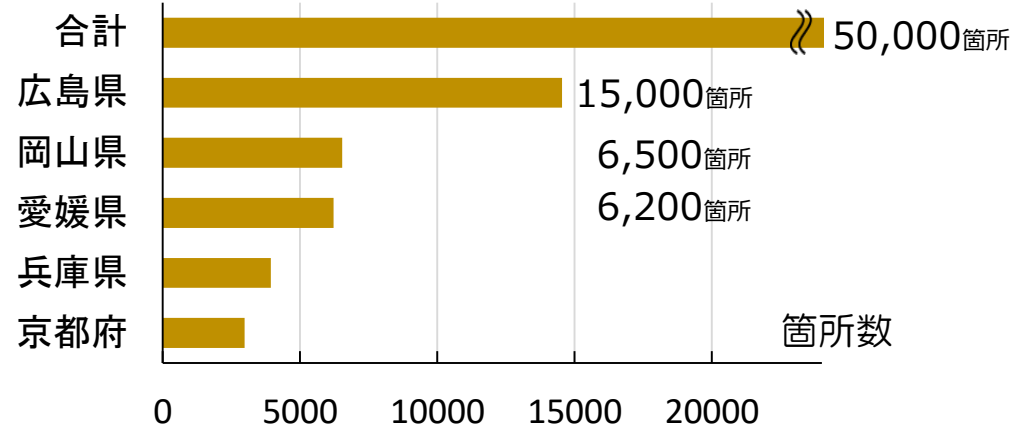
広島県・岡山県・愛媛県 に被害が集中



農地・農業用施設の被害額(上位5県)



農地・農業用施設の被害箇所数(上位5県)



1.2 岡山県の被害概要

- 岡山県の被害総額（約150億円）のうち、約3割を占める倉敷市では、小田川の決壊により、家屋、農地、機場等が冠水し、被災した。
- 農業用施設の被害は、幅広い工種で見られ、特に真備町で機場の割合が大であった。

岡山県の被災状況

樹園地被害(総社市)

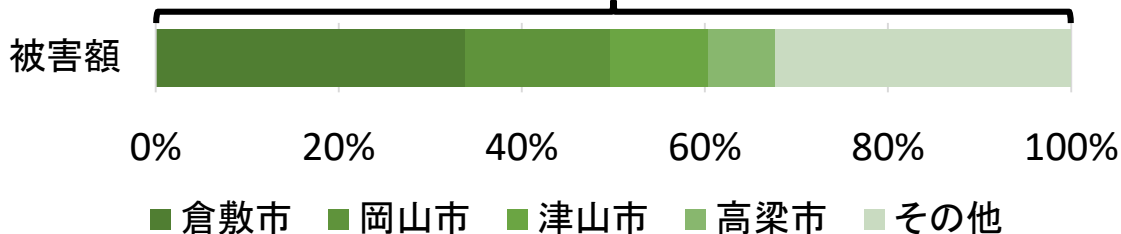


ポンプ設備の被害(倉敷市)

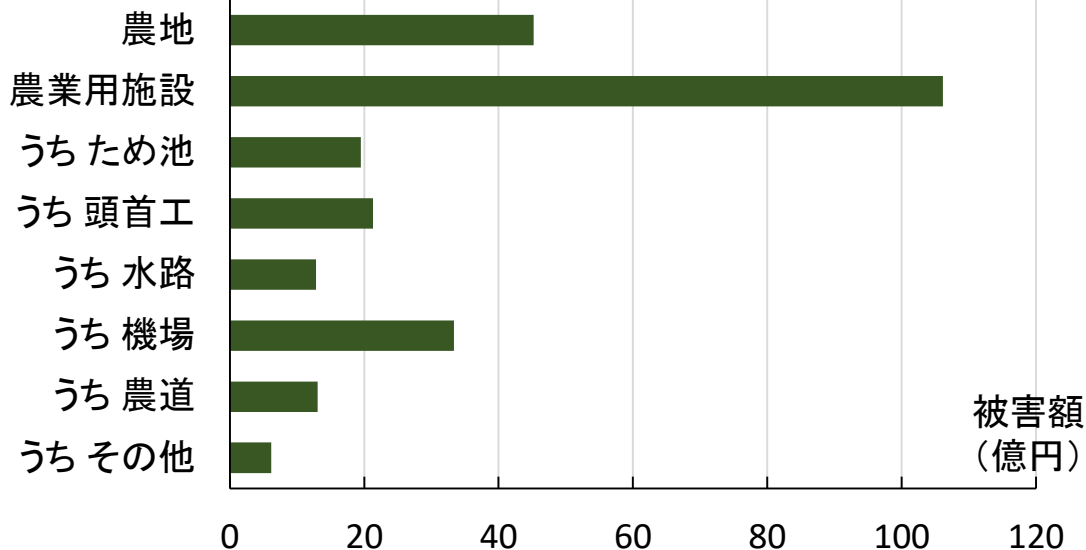


岡山県における農地・農業用施設の被害額

150億円



被害額の内訳



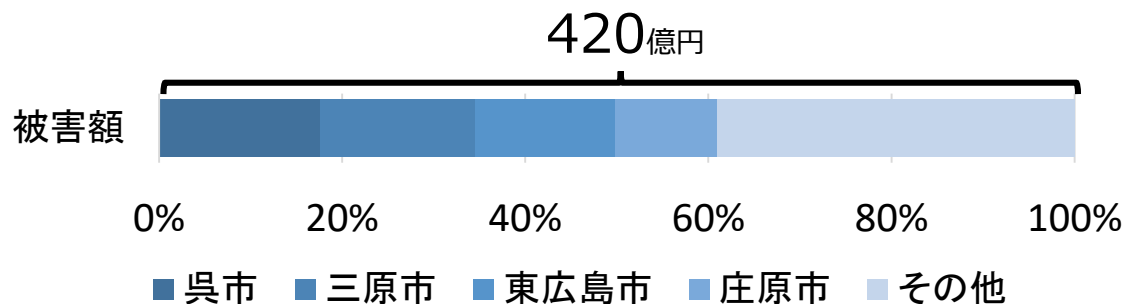
1. 3広島県の被害概要

- 広島県の被害総額（約420億円）のうち、呉市、三原市、東広島市で全体の約5割
- 広島県内で決壊したため池数は、全国32箇所のうち23箇所であり、農業用施設被害のうち、ため池が約3割を占める。

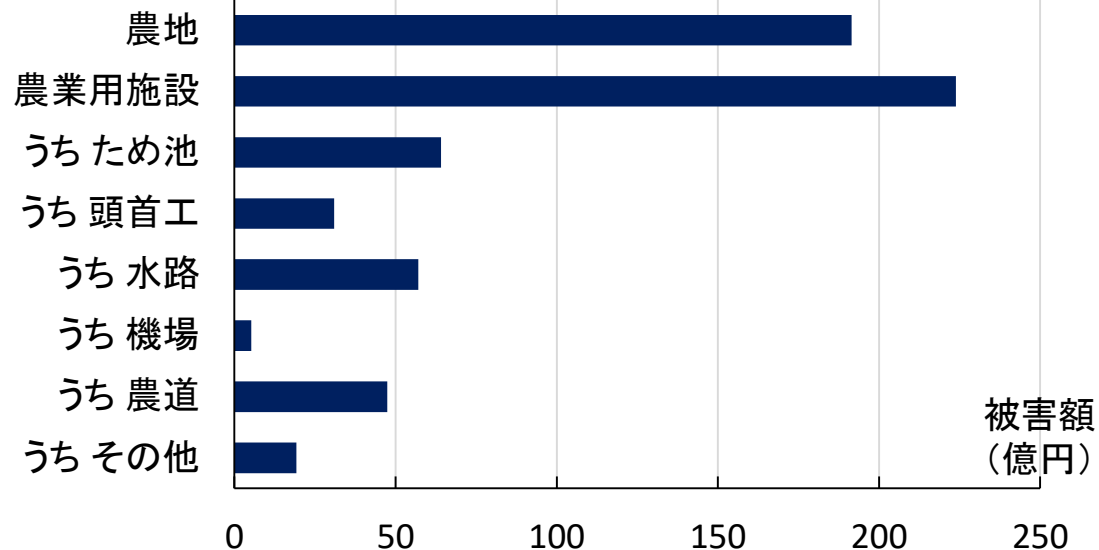
広島県の被災状況



広島県における農地・農業用施設の被害額



被害額の内訳



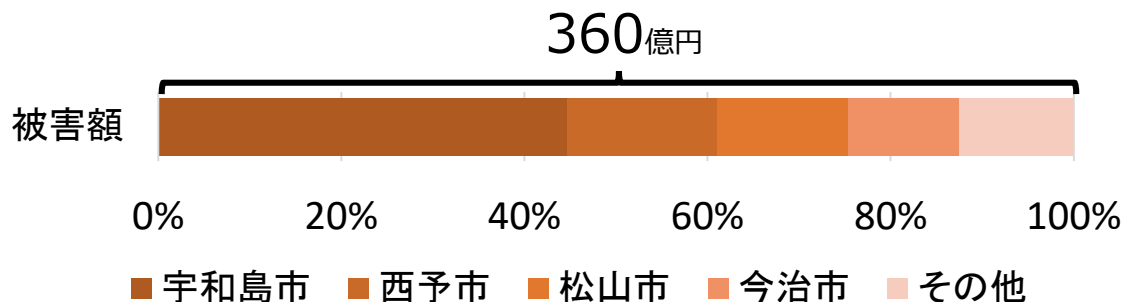
1. 3愛媛県の被害概要

- 愛媛県の被害総額（約360億円）のうち、宇和島市が約5割を占め、特に吉田町のかんきつ園では、農道、パイプライン、モノラック等が被災した。
- 農業用施設の被害は全工種にわたるが、特に農道の割合が大であった。

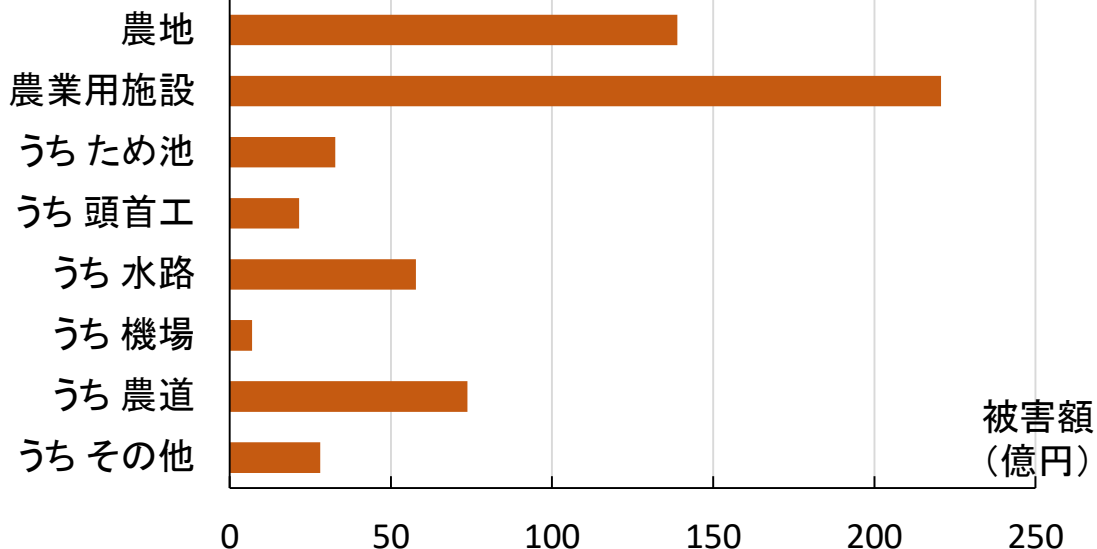
愛媛県の被災状況



愛媛県における農地・農業用施設の被害額



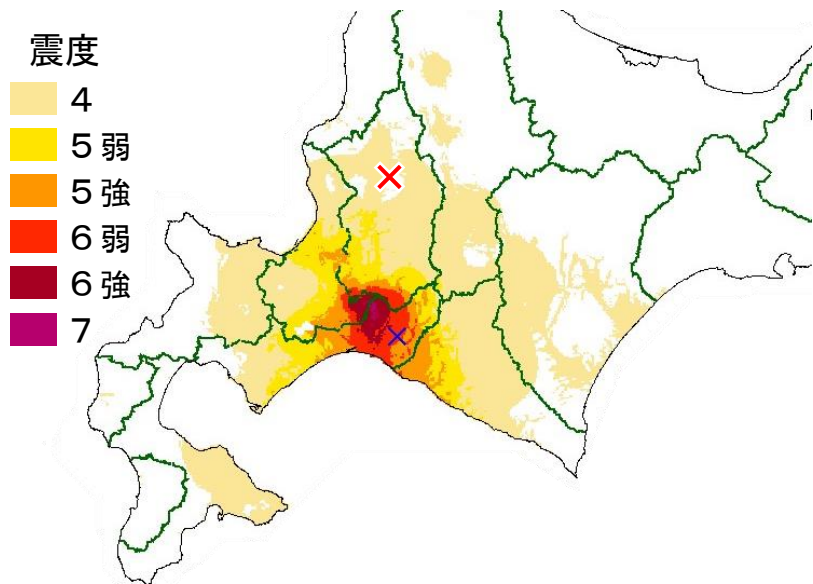
被害額の内訳



1.4北海道胆振東部地震の概要

- 9月6日未明に北海道胆振地方中東部を震源として発生した地震は、最大震度7を記録し、農地・農業用施設に甚大な被害をもたらした。
- 震源に近い厚真町及び安平町に被害が集中し、国営かんがい排水事業「勇払東部地区」が完了直前で被災した。

<地震の概要・気象庁報道発表>



検知時刻 9月6日3時8分
マグニチュード 6.7(暫定値)
場所及び深さ 胆振地方中東部、深さ37km(暫定値)
震度 震度7 厚真町
震度6強 安平町、むかわ町
震度6弱 千歳市、日高町、平取町、札幌市東区

北海道厚真町の被災状況

厚真ダムへの土砂流入



農地への土砂堆積



1.4北海道胆振東部地震の概要

- 農地・農業用施設の被害総額は約580億円で、厚真町及び安平町に被害が集中
- 厚真町では、厚真ダムの余水吐への土砂流入や、パイプラインの離脱等が発生
- 農業用水の確保及び早期の営農再開に向けて、直轄災害復旧事業に着手

北海道厚真町の被災状況

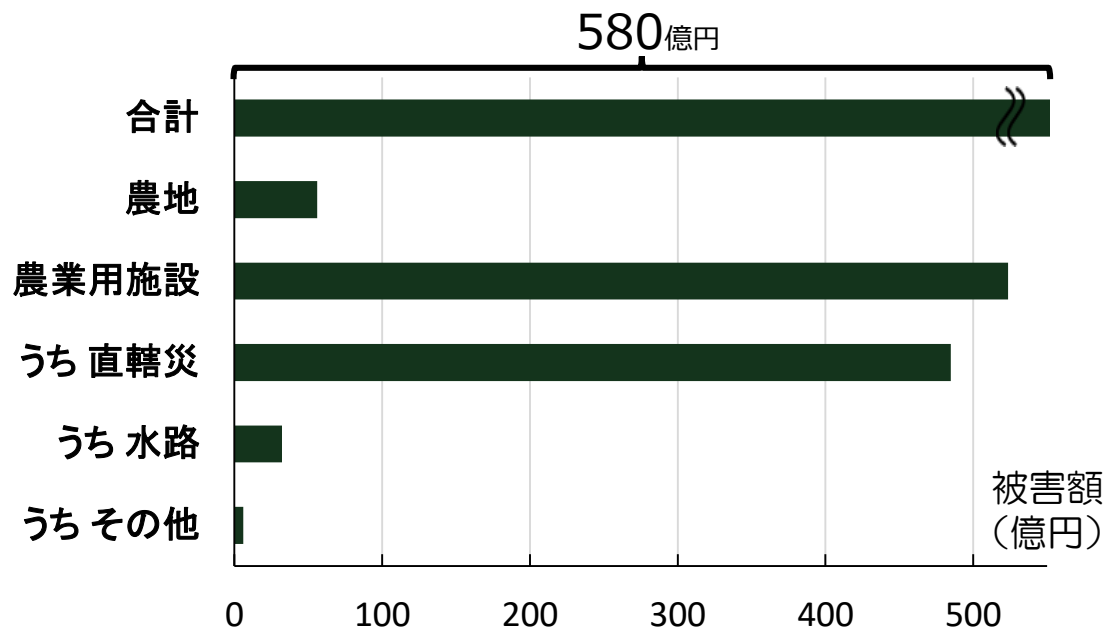
厚真ダム余水吐の土砂撤去



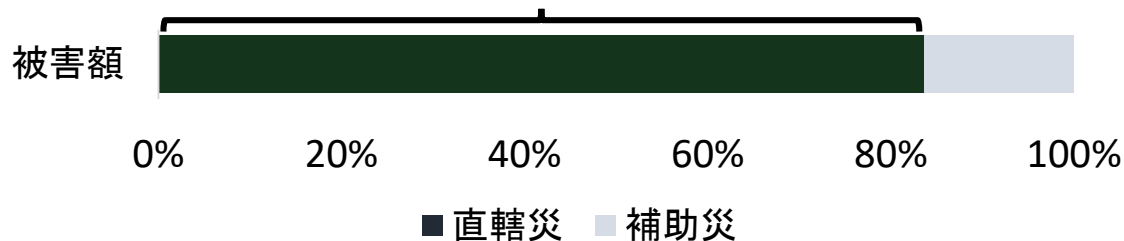
崩壊とパイプラインの屈曲



農地・農業用施設の被害額の内訳



被害額の約8割が直轄災害復旧事業



2. 災害復旧事業制度

○災害復旧事業は、地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設等の早期復旧を**暫定法**に基づき行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的とする。

事業内容

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等の災害復旧

事業主体

国、都道府県、市町村、土地改良区等

補助率

国費率、補助率：50/100、65/100

※農家一戸当たりの事業費によって、国費率、補助率の嵩上げ制度あり

	基本の補助率	災害復旧事業補助率増高	激甚災害指定補助率増高
農地	50%	約80%	約95%
農業用施設	65%	約90%	約98%

※ 過去5ヶ年平均 ※ 過去5ヶ年平均

事業イメージ

●畦畔の復旧例



●決壊したため池の復旧例



●水路の復旧例



2. 災害復旧事業制度

- 農地・農業用施設に対する災害復旧事業の補助は、関東大震災を契機として、大正12年に耕地整理法等の助成制度の準用により始まり、その後、室戸台風を契機として、昭和9年に災害復旧補助制度が確立された。
- 戦後、農地復旧は公共性が低いとのシャープ勧告により、補助制度が打ち切られたが、これに対し、被災農家の反対運動が全国的に拡大した結果、昭和25年に暫定法が制定され、補助制度が復活した。
- 昭和37年には、激甚災害の円滑な復旧のため、激甚法が制定され、災害復旧法体系の骨格が整備された。

年代	農地・農業用施設に対する補助制度等	契機となった災害	関連法律
大正12年	耕地整理法等の助成制度の準用	関東大震災	
昭和9年	災害復旧補助制度(予算補助)の確立(補助要綱)	室戸台風	
昭和24年	シャープ勧告により農地復旧等への補助制度の打ち切り  農家の反対運動		土地改良法の制定
昭和25年	暫定法の制定 (法律に基づく災害復旧事業の確立)		
昭和26年			負担法の制定
昭和31年 昭和33年			海岸法の制定 地すべり等防止法の制定
昭和36年		伊勢湾台風・チリ地震津波	災害対策基本法の制定
昭和37年	激甚法の制定 災害復旧法体系の骨格が整備		

国庫補助制度の目的等

暫定法 第1条

この法律は、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設の災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行い、もつて**農林水産業の維持を図り**、あわせてその**経営の安定に寄与**することを目的とする。

負担法 第1条

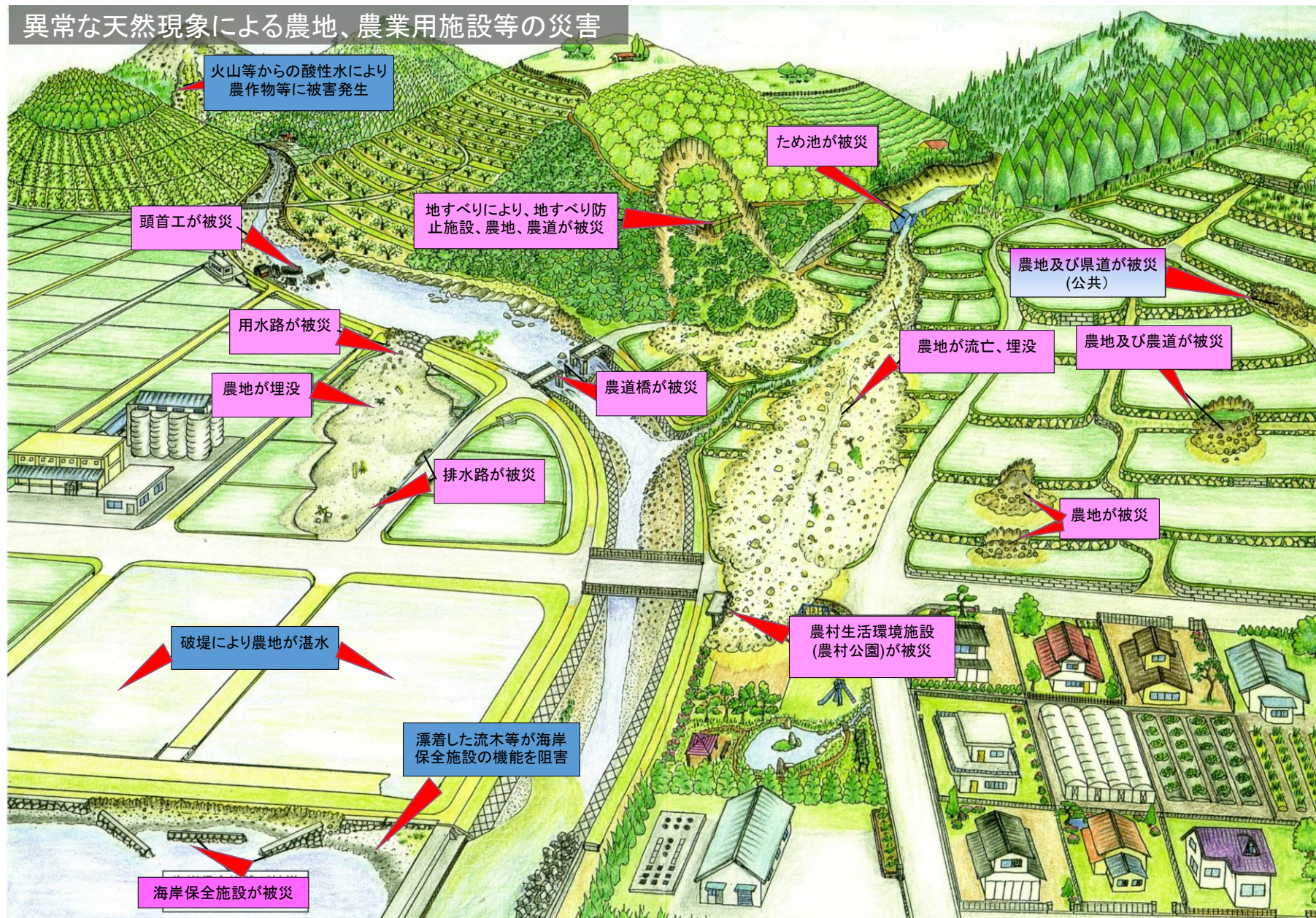
この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、**地方公共団体の財政力に適応**するように国の負担を定めて、**災害の速やかな復旧を図り**、もつて**公共の福祉を確保**することを目的とする。

激甚法 第2条

国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による**地方財政の負担を緩和**し、又は**被災者に対する特別の助成**を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を**激甚災害として政令で指定**するものとする。

2. 1 災害とは

異常な天然現象による農地、農業用施設等の災害



2. 2異常な天然現象とは

暫定法第2条第5項、暫要綱第3及び負担法第2条第1項、負要綱第3



降雨: **24時間雨量が80mm以上**。ただし、80mm未満の場合でも時間雨量が20mm以上等の例外規定あり。



洪水: **はん濫注意水位以上**(はん濫注意水位の定めがない場合は低水位から天端までの高さの1/2以上)。例外規定あり。



暴風: **最大風速(10分間平均の最大値)15m/s以上**。



干害: **連続干天日数(日雨量5mm未満)が20日以上**



火山噴火の降灰: **粒径1mm以下にあっては2cm以上、粒径0.25mm以下にあっては5cm以上**。

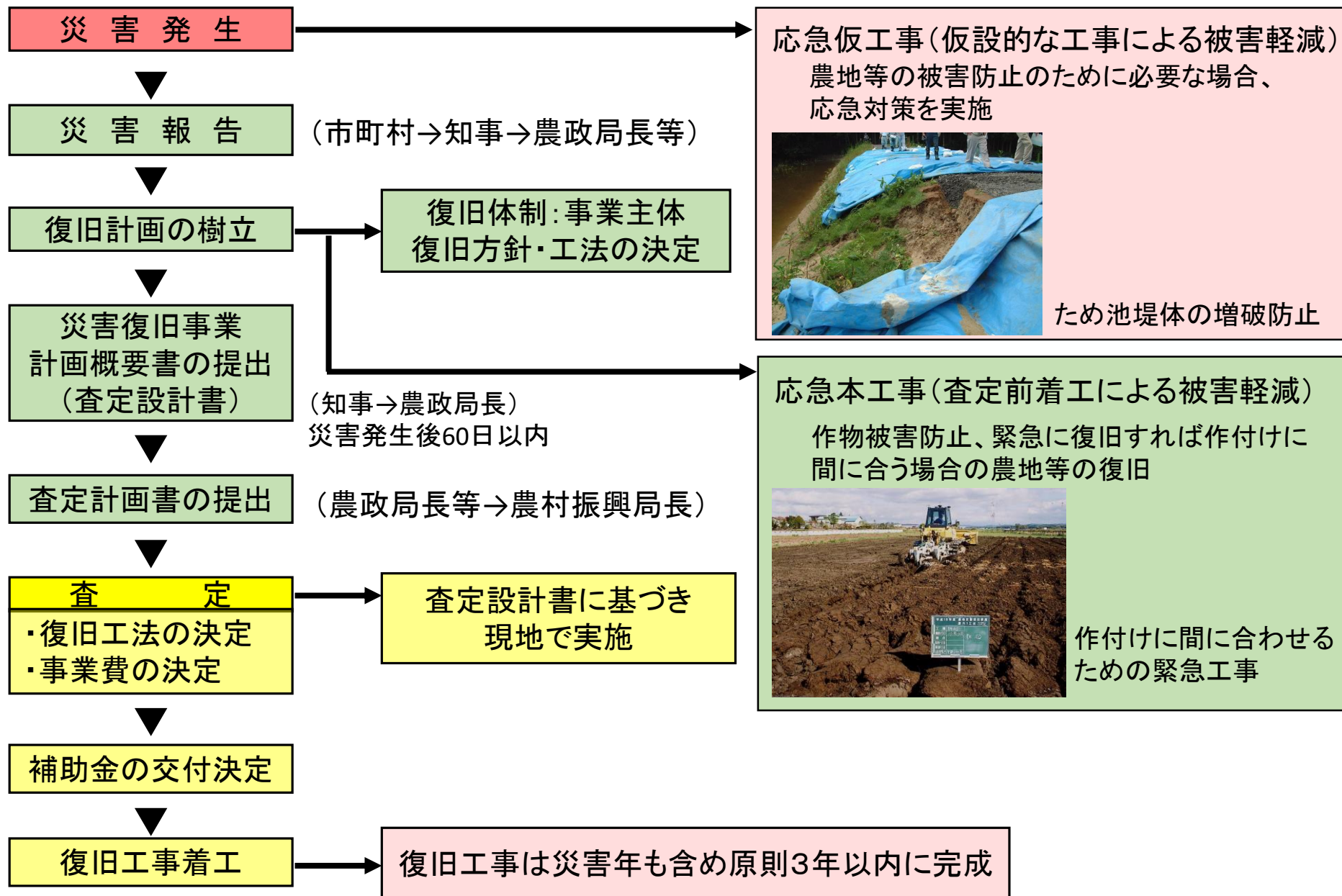


高潮・津波: **異常な高潮若しくは波浪で被災程度が比較的大(消波ブロック1個の高さの1/2以上が沈下した場合)**

その他

融雪、地すべり、地震、落雷、凍上 他自然災害に起因する事象

2.3 災害復旧事業の流れ



2.4対象となる農地、農業用施設等

暫定法

ア. 農地

農地とは耕作の目的に供される次に掲げる土地をいい、台帳地目ではなく現況で判断

- 現に耕作(肥培管理)している土地で、水田及び畑地の他、果樹園、飼料畑、ハス田、桑畑、石垣イチゴ等の特殊田畑を含む。
- 水田及び畑地(特殊田畑を除く。)にあつては、耕作しようとするばいつでも耕作し得る状態にある土地で土地改良事業等により新規造成された農地及び輪作地帯における休耕地は農地とみなす。



イ. 農業用施設

農地の利用又は保全上必要な公共的施設(受益戸数2戸以上)

- ため池、頭首工、用排水路、揚水機場等のかんがい排水施設
- 市町村道等を除く農道で幅員1.2m以上
- 承水路、土留工等農地保全施設



2.5 国庫補助の要件

○異常な天然現象によって、農地・農業用施設に発生した災害で一定の要件を満たすもの

暫定法の主な適用要件

- ① 1箇所の工事費が40万円以上
- ② 1箇所とは、同じ施設が被災した場合で、その被災箇所が150m以内の間隔で連続
- ③ 原形復旧／効用や機能を回復する工事

暫定法の適用除外

- ① 1箇所の工事費が40万円未満
- ② 過年災害によるもの
- ③ 経済効果が小さいもの
- ④ 対象外施設及び他の事業と重複するもの
- ⑤ 設計不備、施工粗漏、維持管理不良に基因するもの
- ⑥ 他事業で施行中のもの等

原形復旧の例



従前と同じ土羽による畦畔復旧

効用・機能回復の例



土水路をU字フリュームで復旧



地すべりにより原形復旧不適当なため区画を変更して復旧



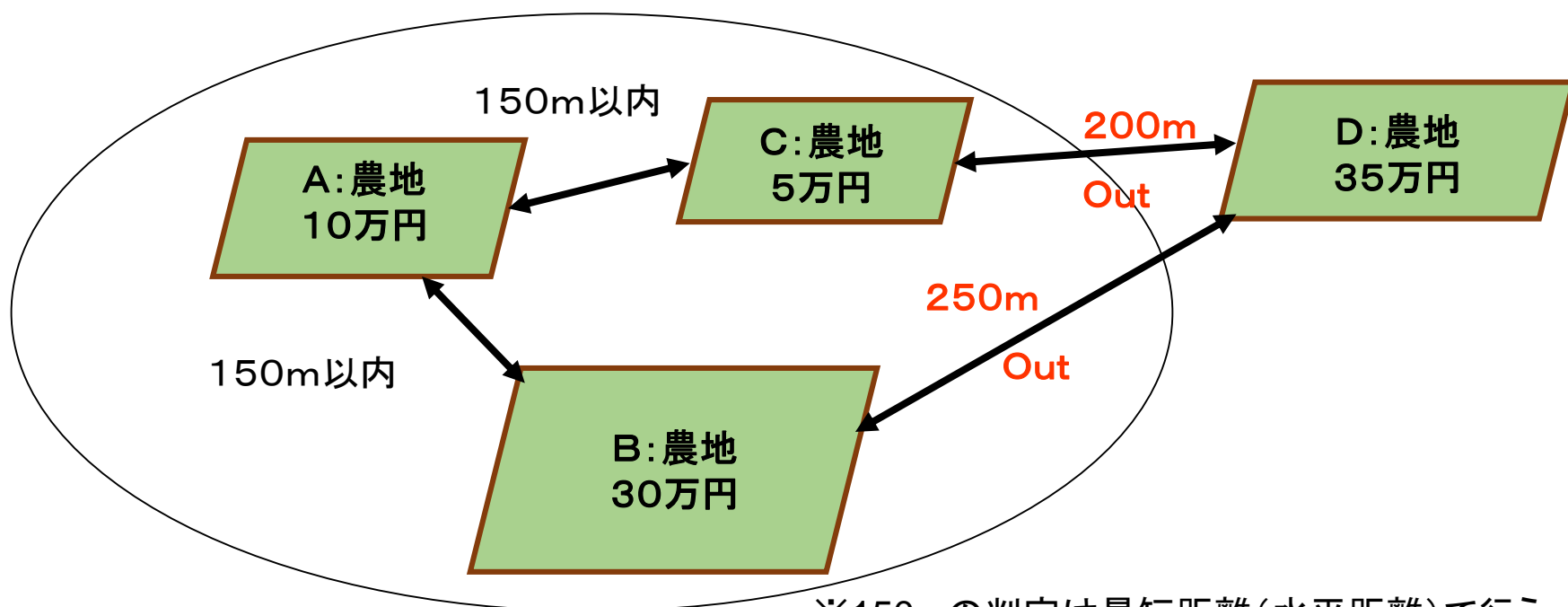
流失した木橋をPC橋で復旧

2.6 暫定法の適用要件

○1の施設について災害にかかった箇所が150m以内の間隔で連続しているものは、1箇所の工事と見なすことができる。(負担法:100m)

1箇所工事の考え方

1箇所=A+B+C

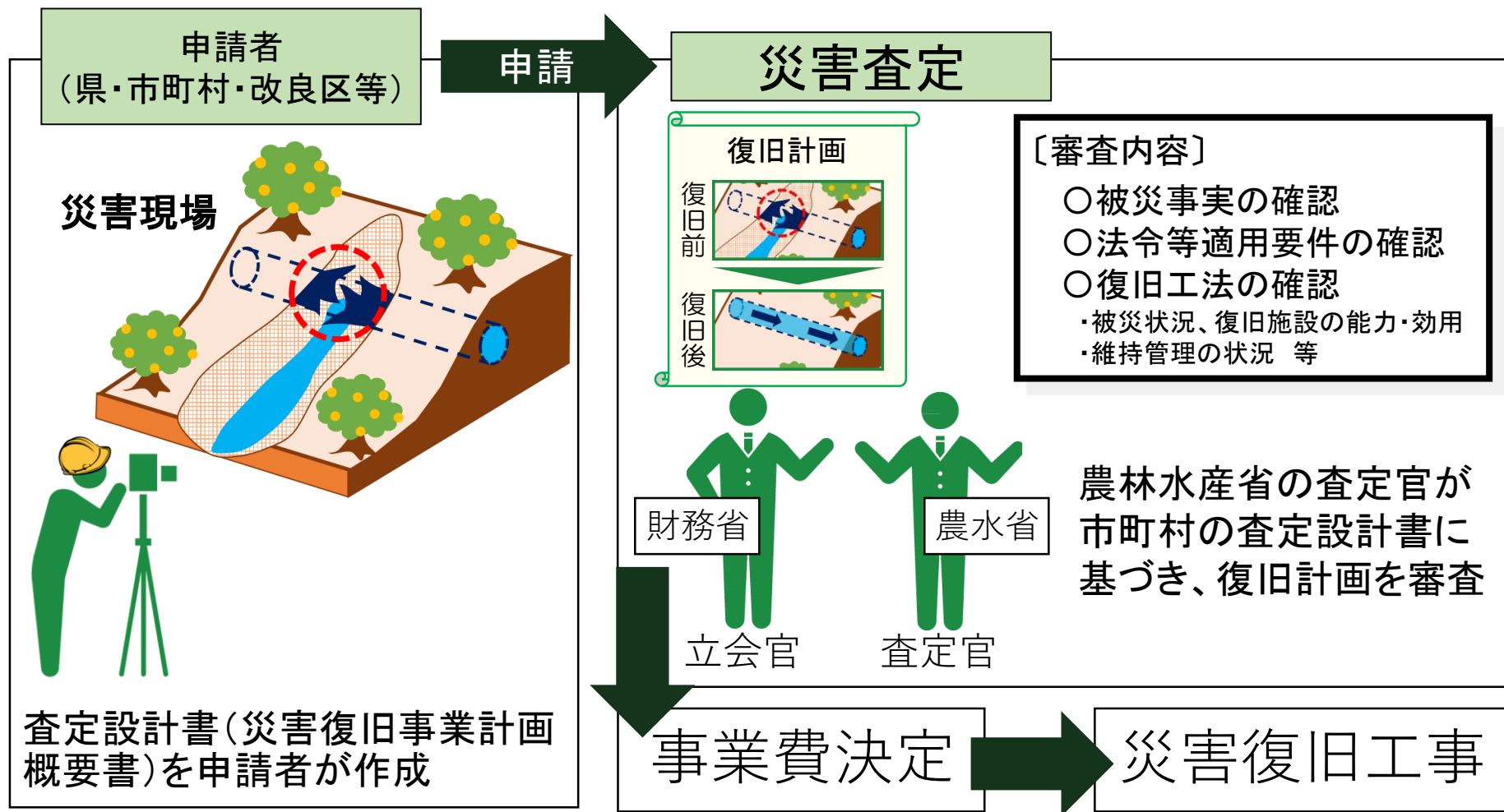


※150mの判定は最短距離(水平距離)で行う。

1箇所事業費 10万円+30万円+5万円=45万円 \geq 40万円 OK

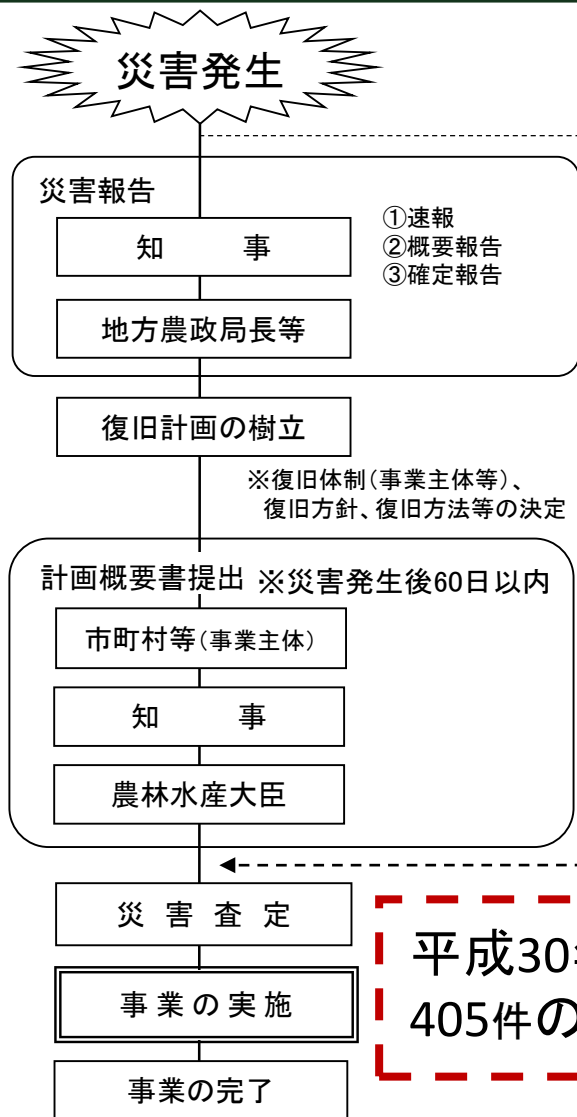
2.7 災害査定の概要

- 農林水産省の査定官は、財務省の立会官とともに、市町村等の申請者が作成した査定設計書に基づき、復旧計画を審査する。
- 査定により事業費が決定され、災害復旧工事が開始される。



2.8 査定前着工制度

- 農地や水路等の復旧を急げば、次期作付けに間に合う場合などは、査定前着工制度を活用することが可能です。
- 査定前着工には応急仮工事と応急本工事があり、応急仮工事は事業実施主体の判断で実施する仮設的な工事で、応急本工事は都道府県及び農政局と協議が必要な工事となります。



査定前着工(応急仮工事)
要綱第14,15
事業主体の判断で仮設的な応急工事を実施

査定前着工(応急本工事)
要綱第14・1(5)
最小限の資料により、都道府県、農政局に申請し、承認(早ければ即日)後に工事着工

**平成30年は、30道府県で
405件の査定前着工を実施**

応急仮工事の事例



仮設水路を設置し、用水を確保



仮設ポンプを設置し、用水を確保

応急本工事の事例



通行を確保するため農道路面上の崩落土砂を早急に撤去



作付けに間に合わせるために農地を早急に復旧



浸水した揚水機場の制御盤を交換することによりポンプ機能を回復

2.9補助の対象及び補助率

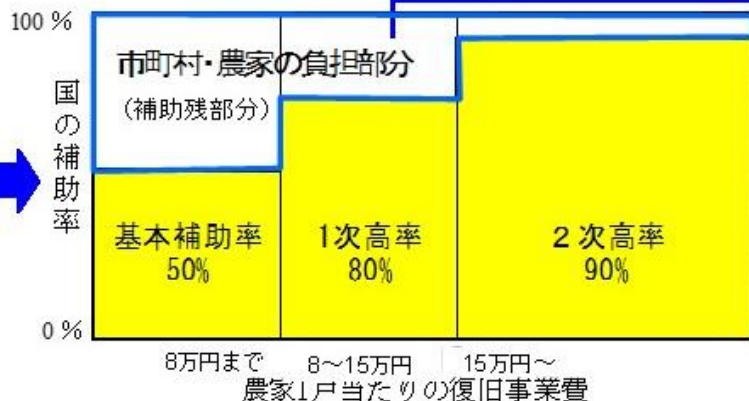
- 暫定法の基本補助率は、農地50%、農業用施設65%
- 農家負担軽減のため、農家1戸当り復旧事業費に応じて高補助率を適用
- 激甚災害に指定された場合は、暫定法の補助残の部分について補助を嵩上げ

暫定法の国庫補助率

○農地の場合の国庫補助率



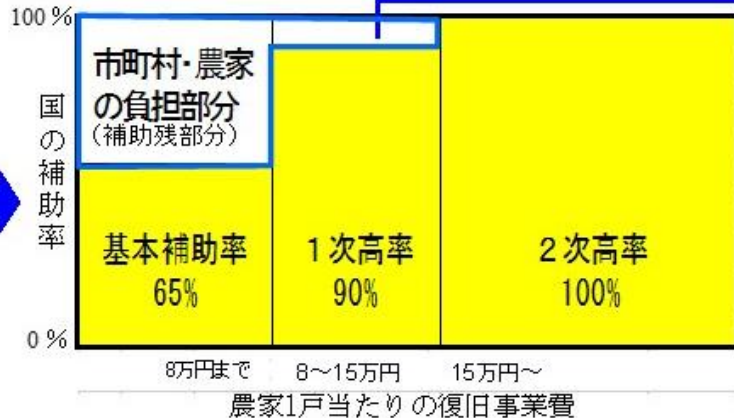
(農地の被災)



○農業用施設の場合の国庫補助率

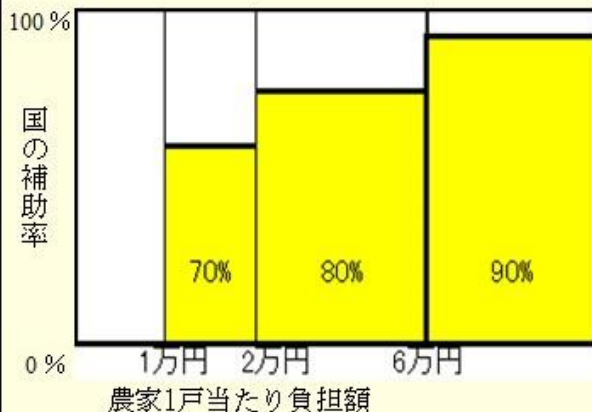


(用水路の被災)



激甚法の補助の嵩上げ率

市町村・農家負担部分について下図の補助率が適用



3. 水土里災害派遣隊による人的支援

○農林水産省では、農地・農業用施設が被災した際、二次災害や増破等の被害拡大を防止し、早期に復旧を行うために、水土里災害派遣隊(農業農村災害緊急派遣隊)を整備している。

水土里災害派遣隊の活動内容

1. 初期情報収集

被災範囲・規模、重要施設の被災の有無等の把握や応急対応の要否に係る基本情報の把握

2. 緊急概査

被災概要(箇所、面積)、概算被害額等の把握や応急対応の要否判断、応急対応手法の選択に関する助言・指導等

<活動例>

- ・農地及びため池等農業用施設の被災状況の把握及び応急対策の技術的助言
- ・ヘリコプターによるダム上流部の広域的な土石流状況調査等



3. 技術支援

被害状況の調査、被害額算出に関する技術的支援、応急対策、復旧工法に関する技術的助言・指導等

<活動例>

- ・農地・農業用施設等の応急工事や復旧工法の助言
- ・災害復旧事業に係る被害額の算定や復旧工法の選定などを支援等



平成30年は、水土里災害派遣隊を全国で延べ約12,200人派遣

被害調査支援等:延べ約3,500人(うち7月豪雨 延べ約2,300人,北海道地震 延べ約1,100人)

ため池緊急点検:延べ約8,700人

まとめ（平成30年災を踏まえて）

- 市町村職員は、避難者対応、ライフライン復旧が優先され、農地の災害復旧は後回しにされがち
→農地・農業用施設の被災状況の早期把握、
災害復旧体制の早急な構築
- 市町村では、技術系職員を含む職員が年々減少
→被災地域外からの応援
（国、都道府県、市町村、民間企業等）
- 1市町村で相当数の災害査定設計書の作成が必要
→災害査定効率化等